

自治振興区特別振興交付金算定基礎（区長報酬等の算定基礎）について

区長報酬、副区長報酬を新設した理由

- ・ 区長及び副区長については、活動経費や慶弔費等の負担が増加していること
- ・ 自治振興センターの指定管理を受託し、管理責任が増えたこと
- ・ 自治振興センターを拠点として地域活動の中心的な役割を担っていただく必要があること

区長

平成 22 年度における世帯数で積算

定額 20,000 円 × 12 月

世帯割 $12.06151 \text{ 円} / 1 \text{ 世帯あたり} \times \text{自治振興区世帯数} \times 12 \text{ 月} (12.06151 \text{ 円} = 10,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} / \text{全世帯数 } 9,949 \text{ 世帯})$

副区長

区長報酬の 40%(平成 21 年度における区長報酬との対比で 4 割程度とするところが多かった)

副区長報酬は、2 名以上であっても 2 名分のみとした